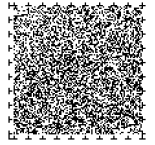


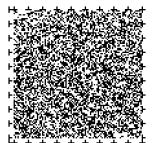
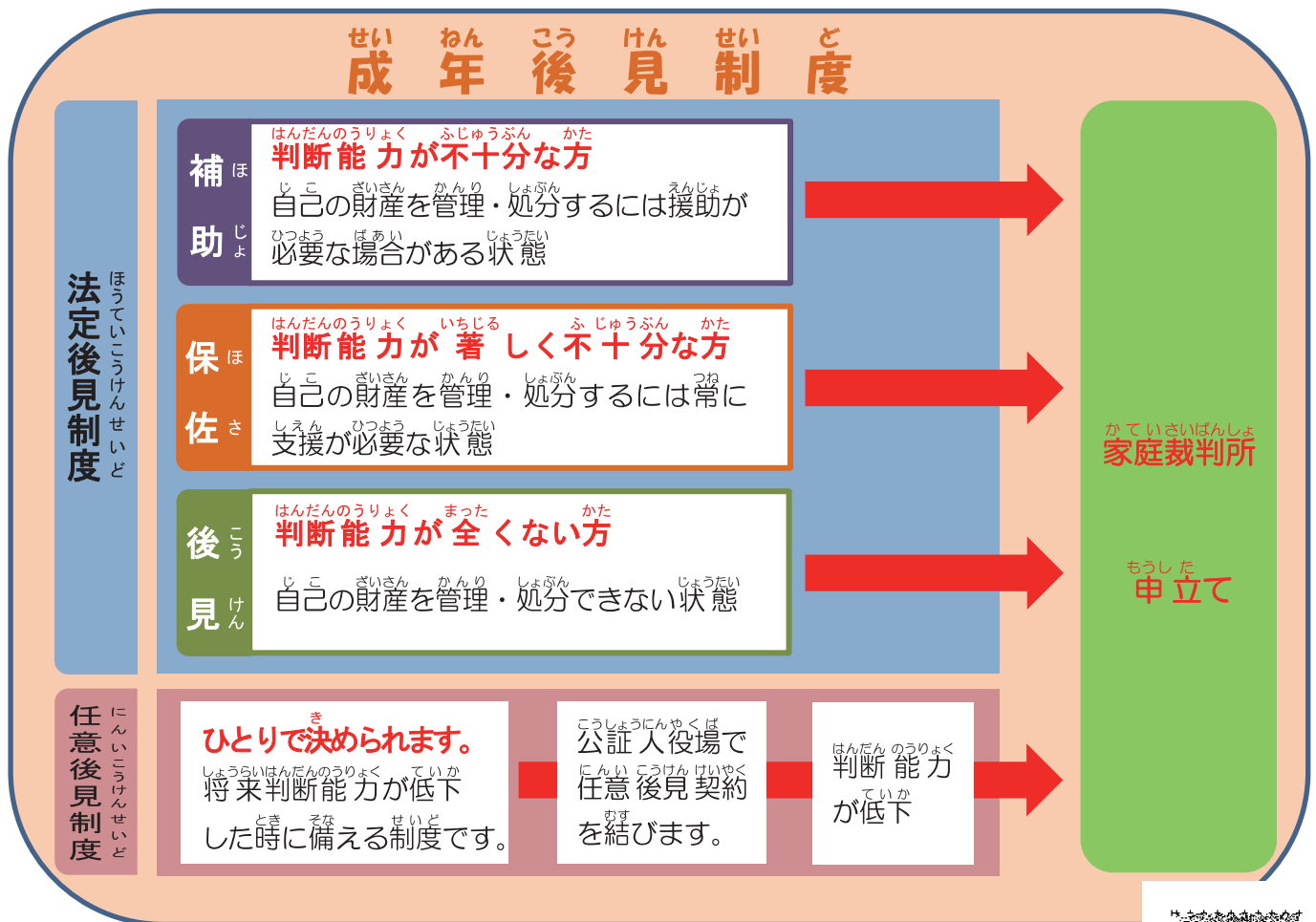
# けんり ようご し えん 権利擁護支援センター



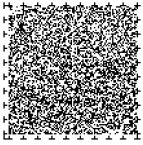
## せいねん こうけん せいど しょうかい 成年後見制度のご紹介

### せいねんこうけんせいど 成年後見制度とは？

にんちしょう ちてきしょう せいしんしょう りゆう ほんだんのうりよく  
認知症や知的障がい，精神障がいなどの理由で，ものごとの判断能力が  
じゅうぶん かた けいやくこうい ざいさん かんり ふうりえき しょう  
十分でない方が，契約行為や財産の管理などをするときに不利益が生じる  
ことがないよう，かていさいばんしょ こうけんにとつ しえんしゃ えら ほうりつてき  
家庭裁判所が後見人等の支援者を選び，法律的なことや  
せいかつめん はいりよ ひつよう しえん せいど  
生活面に配慮しながら必要な支援をする制度です。



ふくやまし ふくやまししゃかいふくしきょうぎかい  
福山市・福山市社会福祉協議会



# こんなことでこま困っていませんか。



- 最近物忘れが多く、お金の管理が難しくなった
- 通帳などの大事なものをどこへしまったか忘れてしまう
- どの福祉サービスを利用していいかわからない
- 訪問販売で高額なものを買ってしまった、どうしよう
- 年金が本人のために使われていない・・・etc.

## ほうていこうけんせいど 法定後見制度

すでに本人の判断能力が不十分な場合に、家庭裁判所が援助者を決定する仕組みです。判断能力の程度により、後見、保佐、補助の3類型があります。

家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が本人の利益を考慮し、本人を代理して契約などの法律行為や、本人が同意していない不利益な法律行為の取り消しをするなど、本人の保護や支援を行います。

\*本人に対して訴訟をしたことがある、破産者である、以前に成年後見人を辞めさせられたことがあるなど、一定の事由がある方は、成年後見人になることができません。

## せいねんこうけんにんどう しごと 成年後見人等の仕事について

成年後見人等は、本人の「財産管理」と「身上監護」に関する職務を行います。また、成年後見人等は、その事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることになります。

## ざいさんかんり 財産管理

本人の尊厳が守られながら安心して日常生活を送ることができるよう、本人の心身の状態や生活の状況に配慮しつつ本人の財産を管理します。

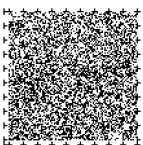
- 預貯金通帳、印鑑の管理
- 収支の管理（預貯金の管理、年金・給料の受取、公共料金・税金の支払いなど）
- 不動産の管理、処分（居住用の不動産の売却は家庭裁判所の許可が必要）
- 遺産分割 など

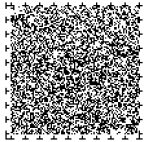
## しんじょうかんご 身上監護

本人の衣食住に関する生活の維持、健康の維持、医療、介護、教育、リハビリなどに関する契約などの法律行為を行います。

- 定期的に訪問し、本人の状況に変化がないか生活状況を確認
- 本人の住居の確保に関する契約や費用の支払い
- 健康診断等の受診
- 入院や福祉施設入所等に関する契約や費用の支払い
- 教育やリハビリなどに関する契約や費用の支払い など

\*成年後見人等は原則として事実行為（引き取って一緒に生活する。食事や排泄等の介護行為）を行いません。・・・家族に期待される役割とは異なります。





せいねんこうけんにとどう けんげん あた  
**成年後見人等には権限が与えられます。**

**代理権**

ほんにん か けいやく ほうりつこうい おこな けんげん  
 本人に代わって、契約などの法律行為を行う権限です。

**同意権**

ほんにん けいやく ほうりつこうい おこな どうい ひつよう  
 本人が契約などの法律行為を行うにあたり、同意が必要となります。

**取消権**

ほんにん どうい けいやく ほうりつこうい おこな ばあい こうい と  
 本人が、同意がないまま契約などの法律行為を行った場合に、その行為を取り消すことができる権限です。

ほうていこうけん るいけい 法定後見の類型		せいねんこうけん 成年後見	ほさ 保佐	ほじよ 補助
もうした ほんにんどうい 申立ての本人同意		ふよう 不要	ふよう 不要	ひつよう 必要
だいりけん 代理権	ふよ たいしよう 付与の対象	ざいさん かん すべ 財産に関する全ての ほうりつこうい 法律行為	もうした はんいない かにさいばんしよ さだ 申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の ほうりつこうい ペーじ 法律行為」(4頁)	とくてい 必要
	ほんにん どうい 本人の同意	ふよう 不要	ひつよう 必要	ひつよう 必要
どういけん 同意権・ とりけしけん 取消権	ふよ たいしよう 付与の対象	にちじようせいかつ かん こう 日常生活に関する行 い がい こうい 為以外の行為 どういけん ※同意権はない	みんぼうだい じよう こうしよてい 民法第13条1項所定 の行為(4頁) (日常生活に関する こうい がい 行為外)	もうした はんいない かにてい 申立ての範囲内で家庭 さいばんしよ さだ みんぼうだい 裁判所が定める民法第 じよう こうしよてい こうい 13条1項所定の行為の いちぶ 一部
	ほんにん どうい 本人の同意	ふよう 不要	ふよう 不要	ひつよう 必要

もうした ひと  
**申立てのできる人**

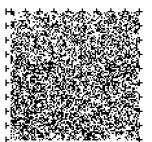
ほんにん はいぐうしや よんしんとうない しんぞく  
 本人、配偶者、四親等内の親族、  
 みせいねんこうけんにん みせいねんこうけんかんこくにん ほさにん ほさかんこくにん ほじよにん ほじよかんこくにん にんいこうけんじゆにんしや  
 未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人、任意後見受任者、  
 にんいこうけんにん にんいこうけんかんこくにん けんさつかん しちよう げんぞく しんどうい ない しんぞく ばあい  
 任意後見人、任意後見監督人、検察官、市長(原則2親等以内の親族がない場合)

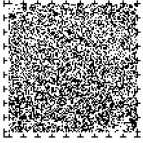
よんしんとうい ない しんぞく おや そふぼ こ まご まご きょうだいしまい おい めい  
 四親等以内の親族：親・祖父母・子、孫、ひ孫、兄弟姉妹、甥、姪、おじ、おば、いとこ  
 はいぐうしや おや こ きょうだいしまい  
 配偶者の親・子・兄弟姉妹

せいねんこうけんにとどう こうけん にん ほさにん ほじよにん ひと  
**成年後見人等(後見人・保佐人・補助人)になれる人**

ほんにん じようきやうとう おう かにさいばんしよ せん にん  
 本人の状況等に応じて、家庭裁判所が選任します。  
 しんぞく ばあい べんごし しほうしよし しゃかいふくししとう こじん ほうじん だいさんしや ばあい  
 親族である場合と、弁護士、司法書士、社会福祉士等の個人または法人の第三者である場合があります。

\*本人に対して訴訟をしたことがある、破産者である、以前に成年後見人を辞めさせられ  
 たことがあるなど、一定の事由がある方は、成年後見人になることができません。





民法13条1項 重要な財産行為

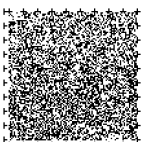
- 1 お金や不動産を貸し付けたり、預貯金を出し入れしたり、弁済金を受け取ったり、賃貸不動産の返還を受けたりすること
- 2 お金を借りたり、保証人になったりすること
- 3 不動産や自動車、株式、貴金属、ゴルフ会員権、特許権・著作権などの重要な財産を売買したり、担保をつけること
- 4 訴訟行為をすること
- 5 贈与や和解をしたり、仲裁契約をしたりすること
- 6 遺産分割をしたり、相続の承認や放棄をしたりすること
- 7 贈与や遺贈を断ったり、負担付の贈与や遺贈を受けたりすること
- 8 新築、改築、増築、大きな修繕をすること
- 9 長期の賃貸契約（山林は10年、宅地は5年、建物は3年、動産は半年を超えるもの）を結ぶこと

※主な代理行為の例です。保佐、補助開始申立てで代理権付与を求める場合のみ必要です。



代理行為（例示）

- 1 本人に帰属する
  - A 一切の不動産
  - B 別紙財産目録・・・の不動産の管理・保存
- 2 上記1の財産の処分・変更
  - A 売却
  - B 賃貸借契約の締結・変更・解除
  - C 担保権の設定契約の締結・変更
  - D 住居等の増築・修繕に関する契約の締結・解除
- 3 本人の住居用不動産の購入
- 4 本人に帰属する
  - A 一切の預貯金等
  - B 別紙財産目録・・・に関する取引
- 5 預貯金口座の開設及び当該預貯金に関する取引
- 6 貸金庫・保護預かり取引に関する事項
- 7 定期的な収入（賃料・年金・障がい手当金・その他の社会保障給付金等）の受領及びこれに関する諸手続き
- 8 定期的な支出を要する費用（賃料・公共料金保険料・ローン返済金等）の支払い及びこれに関する諸手続き
- 9 遺産分割又は相続の承認・放棄
- 10 保険契約の締結・変更・解除
- 11 保険金の受領
- 12 介護サービスの利用契約の締結・変更・解除及び費用の支払い
- 13 福祉施設（有料老人ホームを含む。）への入所に関する契約の締結・変更・解除及び費用の支払い
- 14 医療（病院への入院を含む。）に関する契約の締結・変更・解除及び費用の支払い
- 15 その他の事項
- 16 以上の各事項に関して生ずる行政手続きに関する事項
- 17 以上の各事項に関して生ずる紛争の処理に関する事項（示談・訴訟行為、弁護士への訴訟行為の委任等）

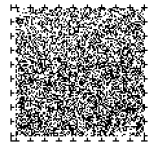




いっぽんてき せいねんこうけんせいどりよう

# 一般的な成年後見制度利用までの流れ

なが



もうした  
申立て

●家庭裁判所に出向き成年後見制度の手続きに関する説明を受けます。

⇒申立ての手続きと必要書類をもらいます。

⇒必要提出物を集めます。(申立てには予約が必要)

ちょうさ しんもん  
調査・審問

●家庭裁判所の調査官が申立人、後見候補者、本人から事情を聞いたり、本人の親族に後見人候補者についての意見を照会することがあります。また、必要に応じ、事情をたずねること(審問)もあります。

いし ほんにん ほんだんのうりよく  
医師による本人の判断能力  
の鑑定

●申立て時に提出する診断書とは別に、家庭裁判所が医師に直接依頼します。

鑑定は、原則「成年後見」「保佐」制度の開始手続きに必要です。ただし、本人の状態により省略される場合もあります。

\*鑑定費用5万円～10万円(申立人が裁判所に支払う)

こうけんとうかいし  
後見等開始・  
こうけんにんとうせんにん けつてい しんぼん  
後見人等選任の決定(審判)

●成年後見の種類、成年後見人等の選任と仕事の内容・支援の範囲が決定されます。

家庭裁判所の審判がおりると、「審判書謄本」が関係者に郵送で告知されます。

そくじこうこく  
即時抗告

●審判に不服のある人は、不服申立て(即時抗告)を2週間以内に行うことができます。即時抗告がなければ、その時点で審判が確定します。

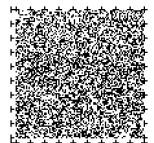
しんぼん かくてい とうき  
審判の確定, 登記

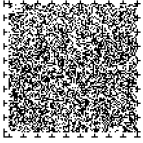
●審判が確定すると、本人と成年後見人等に審判結果を通知し、それと同時に審判の内容が東京法務局に送られ、登記されます。

せいねんこうけんにんとう しえんかいし  
成年後見人等の支援開始

●登記後、法務局への申請により「登記事項証明書」が発行されます。これにより成年後見人等の証明ができるようになります。

(次頁)





## 成年後見登記制度について

成年後見登記制度は、後見開始の審判がなされたときや任意後見監督人の選任の審判がなされたときまたは、任意後見契約の公正証書が作成されたときに、家庭裁判所または公証人によって、成年後見人等の権限の範囲や任意後見契約の内容などを東京法務局に登録しておく制度です。

### ※後見登記事項証明書の取得

成年後見人として本人に代わって、金融機関との取引や不動産の売買契約、介護サービス利用契約などを行う際に、成年後見人の身分を証明するものが、登記事項証明書です。



## Q. 法定後見制度を利用する場合、申立てに必要な費用はどのくらいかかるのでしょうか？

A. 申立てに必要な費用のうち主なものは次のとおりです。

● 申立手数料（1件につき800円分の収入印紙）

● 登記手数料（2,600円分の収入印紙）

※ 保佐・補助の場合で代理権又は同意権付与の申立てをする場合、各申立てごとに800円必要です。

● 郵便切手 成年後見：3,240円分

補助・保佐：4,240円分

● 鑑定費用（約5～10万円）（鑑定が必要な場合のみ）

● 戸籍謄本、登記事項証明書

などがかかります。

## Q. 法定後見制度を利用する場合、成年後見人等への報酬などの費用はどのくらいかかるのでしょうか？

A. 成年後見人等への報酬は、本人の支払い能力に応じて、家庭裁判所の審判により決定します。

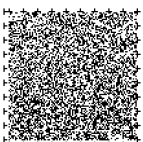
なお、成年後見人等が家庭裁判所の許可なしに、本人の財産から報酬を受け取ることは認められていません。成年後見人が本人の財産を不適切に管理した場合、成年後見人を解任されるほか、損害賠償請求を受けるなど民事責任を問われたり、業務上横領などの罪で刑事責任を問われたりすることもあります。

### 成年後見制度利用支援事業

所得が低く申立て費用や成年後見人等への報酬費用の負担が難しい人を対象に、これらの費用を公費で助成する制度です。

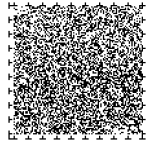
詳しくは市担当課へお問い合わせください。

■ 市担当課：福山市高齢者支援課・障がい福祉課



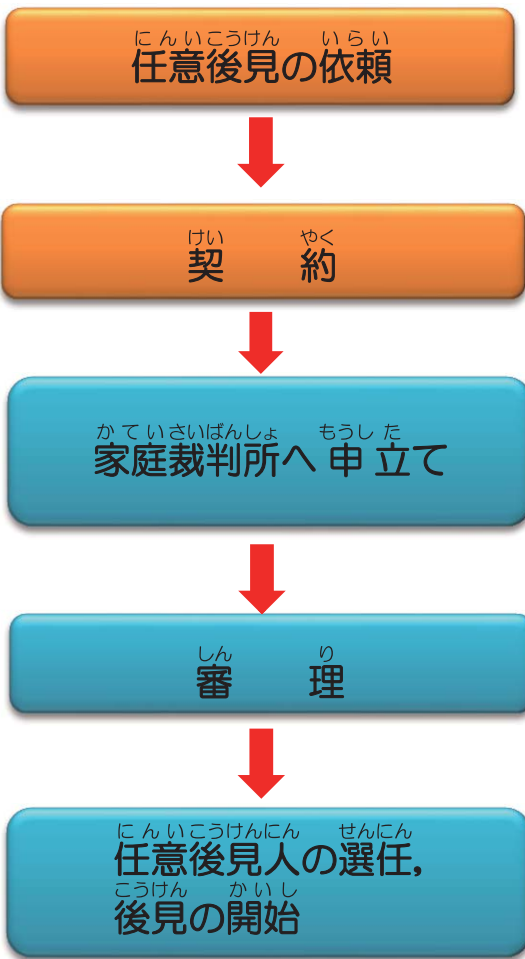


げんざい はんだんのうりよく じゅうぶん ひと にんいこうけんせいど りょう  
**現在、判断能力が十分な人は任意後見制度が利用できます**



任意後見制度は、本人に判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、財産管理や身上監護に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を、公正人の作成する公正証書によって結んでおくものです。

にんいこうけんせいど りょう  
**任意後見制度の利用のしかた**



● 本人と後見を依頼された人（任意後見受任者）が、どのような支援をするか任意後見の内容を話し合います。

● 本人と任意後見受任者が公正役場で、公正証書を作成し、正式に契約を交わします。

はんだんのうりよく じゅうぶん  
**判断能力が十分でなくなったとき**

【申立てのできる人】

本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者。

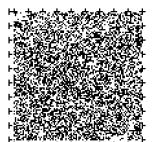
※申立てに必要な書類は、家庭裁判所にご確認ください。

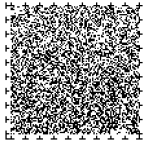
● 任意後見監督人が選任され、任意後見受任者は正式に任意後見人となり、任意後見監督人のもとで契約内容に従って本人を保護、支援します。任意後見監督人への報酬は、家庭裁判所が決めた額が本人の財産から支払われることとなります。

Q. 任意後見契約を結ぶためには、どのくらいの費用がかかりますか？

A. 次のような費用がかかります。

- 公正証書作成の基本手数料（11,000円）
- 登記嘱託手数料（1,400円）
- 法務局に納付する印紙代（2,600円）
- その他（登記嘱託書郵送料の切手代など）





# せいねんこうけんせいど りょう そうだん 成年後見制度の利用についての相談は



ひろしまへんごししかいふくやまちくかい ほりつそうだん ふくやま  
□ 広島弁護士会福山地区会 法律相談センター福山  
ふくやまし みよしちよういっちようめ  
福山市三吉町一丁目6-1

・084-973-5900 (予約申込み時に相談料についてご確認ください)

よやくうけつけ げつ きんようび じ  
予約受付 月～金曜日 9時30分～15時まで

めんだん (一人30分以内) まいしゅうげつ きんようび いっぱんほうりつそうだん じ じ しゅくじつ のぞ  
面談 (一人30分以内) 毎週月～金曜日 (一般法律相談) 13時～15時 (祝日を除く)

こうえきしゃだんほうじん せいねんこうけん ひろしまけん し ふ  
□ 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート広島県支部  
ひろしまし なかく なかまち ばん ちよう  
広島市中区上八丁 堀6番69号

・082-511-0230 FAX082-223-4382

そうだんじかん げつ きんようび じ  
相談時間: 月～金曜日 9時～17時まで

ひろしまし ほうしよししかいふくやまそうごうそうだん  
□ 広島司法書士会福山総合相談センター  
ふくやまし わかまつちよう ばん ちよう さいばんしよまえ  
福山市若松町7番7号 (裁判所前)

・084-926-4654

でんわそうだん 電話相談 (予約不要)	まいしゅうげつ すい きんようび 毎週月・水・金曜日	13時～15時
	まいしゅうか もくようび 毎週火・木曜日	17時～19時
	まいしゅうどようび 毎週土曜日	10時～12時

よやくうけつけ げつ きんようび じ 予約受付 月～金曜日 13時～15時まで		
めんだん 面談 (要予約)	まいしゅうか もくようび 毎週火・木曜日	17時～19時
	まいしゅうどようび 毎週土曜日	10時～12時

けんりりょうご  
□ 権利擁護センター ぱあととなあ ひろしま (公益社団法人 広島県社会福祉士会)  
ひろしまし みなみくひ じや まほんまち ひろしまけんしよかいふくししかい  
広島市南区比治山本町12-2 (広島県社会福祉会館内)

・090-7970-3019

そうだんうけつけ げつ きんようび じ  
相談受付: 月～金曜日 10時～16時まで

いどうちゆう おうどう りようしよ  
移動中など、すぐに応答できないこともありますのでご了承ください。

ひろしまけんぎょうせいしよししかい せいねん こうけん みん じ しんだくきょうざいかいじむきよく  
□ 広島県行政書士会 成年後見・民事信託協議会事務局  
ひろしまし なかく なかまち ばん ちようひろしま かい  
広島市中区中町8番18号広島クリスタルプラザ10階

・084-982-7703 FAX084-982-7704

ひろしまけんぎょうせいしよししかい いっぱんしゃだんほうじん せいねんこうけん ひろしまけん し ふ  
□ 広島県行政書士会 一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター広島県支部 (コスモスひろしま)  
ひろしまし なかく なかまち ばん ちようひろしま かい ひろしまけんぎょうせいしよししかい  
広島市中区中町8番18号広島クリスタルプラザ10階 (広島県行政書士会内)

・082-243-5776 FAX084-982-9162

ちゆうごくぜいりし かいせいねんこうけん  
□ 中国税理士会成年後見センター

でんわそうだん せんようでんわばんごう  
電話相談: 専用電話番号1 082-249-6229

専用電話番号2 086-233-1553

そうだん び まいしゅうすいようび そうだんじかん じ ふん じうけつけしゅうりよう  
相談日: 毎週水曜日 相談時間: 13時～16時30分 (16時受付終了)

にん い こうけん て つづ かん  
任意後見の手続きに関することは

ふくやまこうしやうやくば  
□ 福山公証役場

ふくやまし わかまつ かい  
福山市若松町10-7 若松ビル4階 ・084-925-1487 FAX084-925-1489

ほうてき こま  
法的トラブルで困ったときは

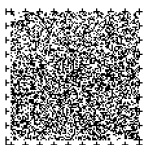
ほう ひろしま えいぎょうじかん じ  
□ 法テラス広島 営業時間 9時～17時 ・050-3383-5485

## せいねんこうけんせいど もうした 成年後見制度の申立ては

ひろしまかていさいばんしよ ふくやまし ぶ  
□ 広島家庭裁判所 福山支部

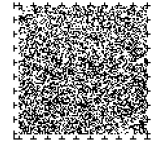
ふくやまし みよしちよういっちようめ  
福山市三吉町一丁目7-1

・084-923-2806





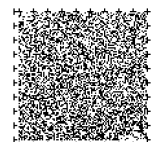
こうれいしゃ けんりようご かん ちいきほうかつしえん  
 □高齢者の権利擁護に関すること（地域包括支援センター）

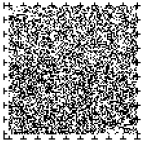


センター名	所在地	電話番号	担当地区（小学校区）
福山市地域包括支援センター三吉	西深津町六丁目6番10号	973-0155	東, 千田, 桜丘, 西深津
福山市地域包括支援センター三吉町南	三吉町南二丁目11番22号	927-9039	手城, 深津, 旭
福山市地域包括支援センター南本庄	南本庄三丁目1番52号	920-8161	西, 樹徳, 久松台, 明王台
福山市地域包括支援センター野上	野上町一丁目2番17号	921-0210	南, 霞, 光
福山市地域包括支援センター箕島	箕島町5816番地144	981-1856	かわぐち, みのしま, あけほの, たじめ 川口, 箕島, 曙, 多治米 新涯, 川口東
福山市地域包括支援センター赤坂	赤坂町赤坂1282番地4	949-2170	いずみ, つのこう, あかさか, せと 泉, 津之郷, 赤坂, 瀬戸, 熊野, 山手
福山市地域包括支援センター南蔵王	南蔵王町五丁目19番2号	940-1130	ざおう, かまが, みどりがおか, ひよだいら 蔵王, 春日, 緑丘, 日吉台
福山市地域包括支援センター引野	引野町五丁目9番21号	940-5090	ひきの, おおつ, の, あさひがおか 引野, 大津野, 旭丘, ながはま, の, のはま 長浜, 野々浜
福山市地域包括支援センター坪生	坪生町7606番地	947-9090	つぼう, いせがおか, まくやま, おおたにだいら 坪生, 伊勢丘, 幕山, 大谷台
福山市地域包括支援センター水呑	水呑町3344番地1	956-2310	
福山市地域包括支援センター水呑サブセンター鞆	鞆町後地1296番地2	982-3323	みのみ, たかしま, とも, うらがくえん 水呑, 高島, 鞆の浦学園
福山市西南部地域包括支援センター	南松永町二丁目8番12号	933-6272	
福山市西南部地域包括支援サブセンター柳津	柳津町98番地1	933-9898	
福山市西南部地域包括支援サブセンター今津	今津町三丁目9番8号	933-3399	かわら, ほんこう, いほろがおか 神村, 本郷, 遺芳丘
福山市西南部地域包括支援サブセンター内海・沼隈	沼隈町草深1889番地6	965-6702	まつなが, やな, かねえ, かしえ 松永, 柳津, 金江, 藤江, 想青学園, 山南
内海ランチ（取次窓口）	内海町口2827番地	986-2400	
沼隈ランチ（取次窓口）	沼隈町草深1889番地26	987-0555	
山南ランチ（取次窓口）	沼隈町中山南469番地3	988-1611	
福山市北部地域包括支援センター	駅家町倉光435番地2	976-0071	
福山市北部地域包括支援サブセンター芦田	芦田町福田189番地1	950-0071	ありま, ぶくそう, むべやま, えきや 有磨, 福相, 官山, 駅家, まつやにし, えきやま 駅家西, 駅家北
福山市北部地域包括支援サブセンター駅家	駅家町万能倉96番地1	977-0071	
福山市地域包括支援センター新市	新市町下安井3500番地	0847-51-3222	つなかねまる, あひき, しんいち, とて 常金丸, 網目, 新市, 戸手
福山市北部東地域包括支援センター	神辺町新徳田2番地259	962-2495	みゆき, やまの, やまのきた, か, も 御幸, 山野, 山野北, 加茂, な, な 湯田（秋丸を含む）, 中条, のろつえ 道上
福山市北部東地域包括支援サブセンター加茂	加茂町上加茂224番地1	972-3124	
福山市地域包括支援センターかんなべ	かんなべ町かわみなみ1406番地1	960-3890	かんなべ, あきまる, のぞ 神辺（秋丸を除く）, みの, たけつる 御野, 竹尋

こうれいしゃ しょう しゃ けんりようご かん ぶくやまし  
 □高齢者・障がい者の権利擁護に関すること（福山市）

高齢者支援課	928-1065	ほくぶほけんふくしか 北部保健福祉課	976-8803
障がい福祉課	928-1208	とうぶほけんふくしか 東部保健福祉課	940-2572
まつながほけんふくしか 松永保健福祉課	930-0410	かんなべほけんふくしか 神辺保健福祉課	962-5005





## ご相談ください

権利擁護支援センターは、認知症、知的・精神障がい等で判断能力が不十分なため、契約や財産管理が困難になった方の権利を守り、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように相談や支援活動を行っています。

また、成年後見利用促進における中核機関として、成年後見制度の利用者や家族が制度利用のメリットを実感することのできるよう、弁護士会・司法書士会・社会福祉士会の協力により地域連携ネットワークづくりを進めています。

## ご存知ですか？市民後見人

市民後見人活動は、身近な生活圏域における支えあいの活動として、成年後見活動に「地域福祉」「市民参画」の視点をもって取り組む活動です。

将来的に、弁護士や司法書士・社会福祉士などの専門職後見人の不足が懸念されるなか、福山市においては、2013年度より、専門職にかわる成年後見制度の新しい担い手である市民後見人を養成する市民後見人養成講座に取り組んでいます。

2015年11月25日には、広島県で初めての市民後見人が広島家庭裁判所福山支部から選任をいただき福山市の市民後見人活動が本格的に始動いたしました。

市民後見人は福山市における新しい権利擁護の担い手として、市民のみなさまから期待や関心を寄せていただいているところです。

市民後見人活動は、同じ地域住民による支え合い活動の一環であり、専門職にはない、市民目線や市民感覚でもって、本人に寄り添いながら支援しています。

市民後見人が後見活動を行うには家庭裁判所から後見人等に選任されなければなりません。

詳しくは、福山市社会福祉協議会 権利擁護支援センターにお問い合わせください。

社会福祉法人 福山市社会福祉協議会  
安心生活見まもりセンター

福山市三吉町南二丁目11番22号

福山すこやかセンター内

権利擁護支援センター

電話 084-928-1353 FAX 084-928-1331

E-mail f-shakyo@blue.ocn.ne.jp

